

入札説明書

福岡県が発注する苅田港保安措置（監視）業務委託（以下「委託」という。）に係る入札公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和8年2月5日（木）

2 委託名 苅田港保安措置（監視）業務委託

3 委託場所	京都郡苅田町新浜町8番14	南港10号岸壁
	京都郡苅田町新浜町8番13	南港7C岸壁
	京都郡苅田町港町23番	本港7・10・13号岸壁
	京都郡苅田町鳥越町	松山木材岸壁
	京都郡苅田町新松山4丁目1番地	新松山13号岸壁

4 委託業務の概要 苅田港保安措置（監視）業務 一式

5 委託業務履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日

6 委託に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

（1）入札手続に関すること

〒800-0315 福岡県京都郡苅田町港町29番地

福岡県苅田港務所 庶務課（2階）

電話番号 093-434-0585

（2）業務委託に関すること

〒800-0315 福岡県京都郡苅田町港町29番地

福岡県苅田港務所 港営課（2階）

電話番号 093-434-0586

7 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和6年4月16日福岡県告示第244号）」に定める資格を得ている者（令和7年11月1日から令和9年10月31日競争入札参加資格者名簿（物品・サービス関係）（以下「入札参加資格者名簿」という）登載者）。

8 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和8年2月16日（月）現在において次の条件を満たすこと。

なお、開札時点においても同条件を満たすこと。

（1）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと

- (2) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成 14 年 2 月 22 日 13 管達第 66 号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中でないこと
- (3) 福岡県建設工事競争入札参加者の格付及び選定要綱（昭和 54 年 9 月 22 日総務部長依命通達 第 7 条第 2 項の規定に基づく措置期間中でないこと
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立がなされている者でないこと
- (5) 入札参加資格者名簿において、業種品目「サービス業種その他（ビル清掃管理）」で、格付が AA 等級であること
- (6) 福岡県内に本店、支店又は営業所等を有し、取引希望地区が全県又は北九州であること
- (7) 警備業法第 4 条の規定に基づく福岡県公安委員会の認定を受けている者又は同法第 9 条の規定に基づき同公安委員会に届出を行っている者

9 仕様等の配付・閲覧

(1) 配付場所

6 の (1) と同じ

(2) 期間

令和 8 年 2 月 5 日（木）から令和 8 年 3 月 16 日（月）までの毎日（ただし、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第 23 号）第 1 条に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く）、午前 9 時 00 分から午後 4 時 30 分まで

10 仕様等に関する質問及び回答

(1) 質問書の受付

仕様等に対する質問がある場合には、次のとおり書面により提出すること。なお、書面は受付場所への持参又は郵送により提出すること。なお、電送によるものは受け付けない。

ア 場所

6 の (2) と同じ

イ 期間

令和 8 年 2 月 6 日（金）から令和 8 年 3 月 9 日（月）までの県の休日を除く毎日、午前 9 時 00 分から午後 4 時 30 分まで

(2) 質問書に対する回答

質問書に対する回答は、次のとおり閲覧に供する。

ア 場所

6 の (2) と同じ

イ 期間

令和 8 年 3 月 11 日（水）から令和 8 年 3 月 23 日（月）までの県の休日を除く毎日、午前 9 時 00 分から午後 4 時 30 分まで

11 入札参加申込みの受付

入札参加を希望する者は、(3) に掲げる書類を持参のうえ提出すること。（郵送又は電送によるものは受け付けない。）

(1) 申込受付期間

令和8年2月5日（木）から令和8年2月16日（月）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後4時30分まで

(2) 配布及び申込受付場所

6の(1)と同じ

(3) 提出書類

ア 競争参加資格確認申請書（様式第1号）

イ 警備業法第5条第2項に基づき交付された認定証の写し若しくは同法第9条に基づき提出した届出書の写し

ウ 競争入札参加資格決定通知書（物品・サービス関係）（総務事務厚生課発行）の写し

エ 秘密保持誓約書

(4) その他

ア 提出書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出書類は、本県において無断で目的外使用をすることはない。

ウ 提出書類は、返却しない。

エ 受付期間以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。

オ 競争入札参加資格確認申請書等に不備がある場合は、入札に参加できないことがあるので注意すること。

12 競争参加資格確認通知

競争参加資格の有無は、令和8年3月2日（月）までに書面により通知する。

13 競争参加資格がないと決定した者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと決定された者は、競争参加資格がないと決定された理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明を求める場合には、令和8年3月9日（月）までに書面（様式は自由）を提出しなければならない。

(3) 書面は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(4) 説明を求められたときは、令和8年3月16日（月）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

(5) (2)の書面の提出先は、次のとおりとする。

6の(1)と同じ

14 入札の日時、場所及び方法

(1) 日時

令和8年3月23日（月）午前11時00分から

(2) 場所

〒800-0315 福岡県京都郡苅田町港町29番地

福岡県苅田港務所 入札室（3階）

(3) 入札の方法

ア 紙入札による。郵送又は電送による入札は認めない。

- イ 入札執行回数は、2回とする。
- ウ その他、入札説明書及び入札心得書の規定による。
- エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもつて落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の消費税及び地方消費税相当額を減算した金額を入札書に記載すること。

15 開札

- (1) 開札は、入札終了後直ちに14の(2)の場所において行う。
- (2) 開札をした場合において、落札者がないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。再度の入札は、直ちにその場で行う。なお、再度の入札を行う場合において、17に規定する無効入札をした者は、これに加わることができない。
- (3) 再度の入札を行っても落札者がいない場合は、再度の入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者と随意契約を行うことがある。

16 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除されるため、免除を希望する者は、入札保証金の納付免除要件に係る書類（入札心得書第3条関係）を入札の日時までに、6の(1)まで提出すること。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって契約し、かつ誠実に履行されていると認められる履行証明書が提出された場合

※入札保証金の算出の際の「見積金額（税込み）」については、積算仕様書に記載した年間予定数量により算出した年間支払予定額を用いるものとする。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 保険会社と履行保証契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

ウ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって契約し、かつ誠実に履行されていると認められる履行証明書が提出された場合

※契約保証金の算出の際の「契約金額」については、積算仕様書に記載した年間予定数量により算出した年間支払予定額を用いるものとする。

17 入札の無効

次の入札は無効とする。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明しない入札
- (5) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (6) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (7) 入札保証金が 16 に規定する金額に達しない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件に反した者（入札参加の確認を受けた者で、その後開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (9) 明らかに談合等によると認められるとき
- (10) その他入札に関する条件に違反したとき
- (11) 入札書の記載金額と入札内訳書の予定数量に単価を乗じた全区分の総価額とに差異がある入札

18 落札者の決定方法

- (1) 全ての見積単価が予定価格の範囲内であり、かつ予定総額（見積単価×予定数量）が最も安価な見積単価を提示した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて入札事務に關係のない職員にくじを引かせるものとする。

19 最低制限価格の有無

無

20 支払い条件

精算払

月締めで 1 か月ごとの精算払い

21 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報及びその他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) 契約書作成の要否　　要
- (4) 入札参加者は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、福岡県財務規則（昭和 39 年規則第 23 号）、その他入札契約に関する法令を遵守すること。
- (5) 発注者が、競争性が確保されないと判断した場合は入札を取りやめる場合がある。